

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

★★★ 平成23年9月1日号（笠縫地区・双柳南部地区 合併号） ★★★

## ～ 笠縫地区、双柳南部地区の進捗状況及び市長ほっとミーティングでのご質問等についてお知らせします ～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、笠縫地区及び双柳南部地区における事業進捗の状況や、市長ほっとミーティングで出されたご質問等についてお知らせいたします。

### 平成23年度工事進捗状況について

#### 【笠縫地区について】

笠縫地区では幹線道路の整備を中心に事業を進めております。8月に道路築造工事1箇所（右図参照）について、工事の発注を行いました。この工事は、JR八高線六道踏切の北側と南側の9m道路を整備する工事となります。今回の道路工事に併せて上水道、下水道の工事も行います。

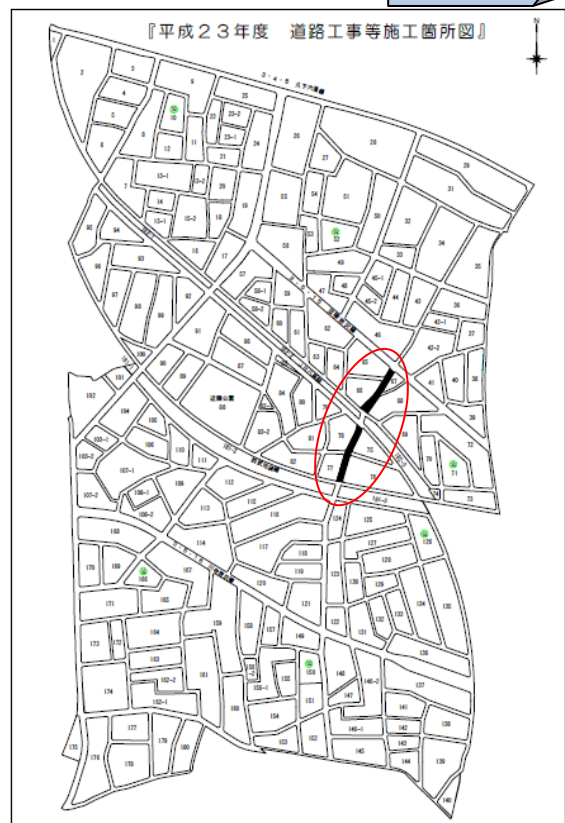
工事箇所周辺の皆様には、ご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

#### 【双柳南部地区について】

双柳南部地区においては、阿須小久保線及び東原巽原線の整備を中心に事業を進めております。8月に道路築造工事の2箇所（次ページの図参照）について、工事の発注を行いました。この内、阿須小久保線については、昨年度工事箇所の北側約130mを施工いたします。

【工事発注箇所図】

笠縫地区



東原巽原線についても、昨年度工事箇所  
の西側約 100m を施工いたします。東原  
巽原線については、上水道、下水道の工事  
も併せて行います。

また、来年度には阿須小久保線の一部と  
東原巽原線における未施工部分の道路工  
事を予定しています。この工事が完了する  
ことにより、東飯能駅東口駅前通り線から  
阿須小久保線、東原巽原線、（通称）産業  
道路を経て国道 299 号へ接続する幹線道  
路が供用開始となる予定です。

工事箇所周辺の皆様には、ご不便、ご迷  
惑をお掛けいたしますが、ご理解ご協力  
をお願いいたします。

【 工事発注箇所図 】

双柳南部地区



## 市長ほっとミーティングでのご質問等について

今年の4月下旬から5月上旬にかけて行われた市長ほっとミーティングにおいて、笠縫地区の事業に関するご質問等が 4 件ありました。ご質問等を区分すると、事業の進捗関係が 2 件、踏切関係が 1 件、道路関係が 1 件でした。

### ●事業の進捗関係

質問：笠縫地区の進捗状況について教えて欲しい。

質問：事業期間を 10 年延長したが、再延長なしで事業が終了するのですか。

**市の回答**：笠縫地区の事業計画は平成 27 年 3 月までの施行期間となっておりますが、景気の低迷、補助金の減額等資金面で大変厳しい状況が続いております。また、建物移転率は 82% となっておりますが、約 150 戸の建物移転が残っておりますので施行期間の延長をお願いすることになると考えています。今後の事業としては、南北道路整備を重点課題と位置付け、交通導線確保と踏切の統廃合など実施する予定です。また、公園については、引き続き整備に向けて進めてまいります。

### ●踏切関係

質問：笠縫地区の踏切整備について、進捗状況等を伺いたい。

**市の回答**：平成 28 年度までに西武池袋線 2 箇所、JR 八高線 2 箇所の踏切整備を目指し、今年度より西武鉄道、東日本旅客鉄道の両鉄道事業者と具体的な協議を開始しました。また、これらの踏切に関連する道路整備も順次行っていきます。

### ●道路関係

質問：六道交差点方面から笠縫土地区画整理地内へ抜ける道路が広げられるとのことですが、いつ頃整備されるのでしょうか。

**市の回答**：道路を拡幅するため、関係者と工作物等の移転協議を進めております。整備時期については具体的にお答えできませんが、移転が済み次第、通行の安全を確保し供用していきたいと思っております。

## 踏切の統廃合及び幹線道路の整備について

笠縫地区における南北幹線道路の整備と西武池袋線、JR八高線の踏切の統廃合については、今後5年間で整備を進めてまいります。

南北の幹線道路2路線においては、それぞれ2箇所ずつ踏切の設置が計画されており、道路と踏切の整備を同時に進めることにより、笠縫地区を南北に通過できる道路が確保されます。

現在は両鉄道事業者と今後5年間の整備箇所、整備手法などについて、詳細部分の協議を進めております。

今年度においては、これらのスケジュールを確定させ、整備に向けた具体的な作業を進めてまいります。

## 管理地の草刈りを行っています

笠縫地区、双柳南部地区における道路予定地や公園予定地など、施行者が管理すべき土地については、年4回の草刈作業を行っております。

今年度も既に2回の草刈作業を行い、残り2回についても雑草の状況を見ながら実施してまいります。

使用収益の開始された土地や従前のまま使用されている土地につきましては、所有者の方々による管理となりますので、草刈等の適切な管理をお願いいたします。

## 保留地（宅地）を公売しています

平成23年度の保留地公売（笠縫地区）を先着順により随時受付をしております（市のホームページに掲載中）ので、ご希望の方はお問い合わせください。

なお、通知前に申し込みがあった場合はご容赦ください。

### 公売保留地及び価格

街区	画地	地積（坪数）	価格
68	2	142.52㎡（約43坪）	11,943,176円
162-1	12	241.97㎡（約73坪）	18,897,857円
118	1	230.98㎡（約70坪）	16,145,502円

# 土地区画整理事務所からのお願い

## ○土地の売買について

土地区画整理事業地内においても、地区外の土地と同様にいつでも土地を売買することは可能です。売買に伴う土地の登記は、従前の土地について行われます。

仮換地指定を受けている場合は、土地区画整理法に基づく法律上の効果や制限も新しく所有者となる権利者に継承されます。仮換地指定されていない場合でも、お知らせしである換地計画の内容（仮換地案位置図）を、新しく所有者となる権利者にお伝えください。仮換地の指定内容や換地計画の内容についてご不明な場合には、売買する前に土地区画整理事務所までご相談ください。

## ○土地の分筆、仮換地先の分割について

従前地について分筆を行うと、その筆に係る仮換地を分割することになります。また、換地された土地を分割したい場合には、逆に従前地の分筆が必要となります。

従前の土地の分筆及び仮換地の分割の際は、事前に土地区画整理事務所までご相談ください。

## ○権利変動の届出のお願い

土地区画整理地内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら、必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。また、結婚などでお名前が変わった時なども届出が必要です。詳細につきましては、土地区画整理事務所までお問い合わせください。

## ○迷惑駐車について

土地区画整理事業の施行地区内の道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思ってもご近所へ迷惑をかけていたりすることもあり、ご近所間のトラブルになる可能性があります。

一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

## ○公園広場利用のマナーについて

現在、笠縫地区及び双柳南部地区の公園予定地の数箇所を開放し、皆様にご利用いただいているところですが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、住民の皆様が利用する公共の場所となりますので、マナーを守ったご利用をお願いいたします。

編集発行	飯能市土地区画整理事務所
住 所	飯能市大字笠縫112-1
電 話	042-973-8682
Eメール	<a href="mailto:kukaku@city.hanno.saitama.jp">kukaku@city.hanno.saitama.jp</a>